

## 海関統計にみる中国貿易体制改革の歩み（下）

片 岡 幸 雄

### 一 改革・開放政策と海関統計の整備

### 二 海関統計年報の収録統計

### 三 フル動員される各種貿易形態

（以上第18巻第2号）

### 四 貿易権の下放・分散と経営主体別貿易構造の変化

（以上第18巻第3号）

## 五 経済貿易体制改革と三資企業の貿易の発展

### 1 中国貿易における三資企業の地位

すでに本稿四で触れたように、改革・開放政策の推進の下で三資企業の設立が進められ、これに輸出促進の任務が課せられたから、本格的な三資企業の設立が増大するにつれて、中国貿易に占める三資企業の地位はだんだんと高くなっていた。設立が認可される三資企業は最近では必ずしも輸出促進ということが強く求められるばかりはいえず、社会主义市場経済の建設に役立てばそれでもよいこととされているが、改革・開放政策への転換以来やはり三資企業には輸出促進とか、先進技術の導入とか、技術改造とかいったことが期待され、また課されてきている。このための優遇措置もとられているのである。

改革・開放政策への転換後の三資企業等の契約認可件数・投資状況は、第14表のとおりである。1994年の数値は確定値ではないが、これによると

第14表 三資企業等の契約認可件数、契約額、投資状況

内 容	1992年		1993年		1994年		1979~94年	
	件数	外資契約額 (億ドル)	件数	外資契約額 (億ドル)	件数	外資契約額 (億ドル)	件数	外資利用額 (億ドル)
中外合資企業	34,364	291	54,003	552	27,858	394	140,899	1,450
中外合作企業	5,711	133	10,445	255	6,628	203	33,873	506
外資独資企業	8,692	157	18,975	305	12,989	215	46,836	203
共同開発	7	(0.43)	14	3	15	2	110	44
合 計	48,764	581	83,437	1,115	47,490	814	221,718	956

出所：对外贸易经济合作部《中国对外经济贸易年鉴》编辑委员会主编『中国对外经济贸易年鉴（1993/94年）』（中文版），中国社会科学出版社，1994年，706页，日本广告有限公司，1993年，688页，同上主编『同上年鉴（1994/95）』（中文版），中国社会出版社，1994年，706页，日本国际贸易促进协会『国际贸易』，1994年8月23日号，1995年3月28日号より作成。1994年の数値は最終確定値ではない。

1979~94年の間に累計件数で22万1,718の三資企業が契約認可され、その累計外資契約額は3,033億ドル、実際に投資された外資累計額は956億ドルで、実際に投資された額は契約額の31.5%にあたる。累計件数のうち、中外合資企業の件数が最も多く14万899件、63.5%，外資独資企業4万6,836件、21.1%，中外合作企業3万3,873件、15.3%の内訳構成となっている。累計外資契約額の内訳構成でみると、中外合資企業の契約額は1,450億ドルで47.8%を占め、中外合作企業774億ドル、25.5%，外資独資企業769億ドル、25.4%となっている。実際に投資された外資累計額の内訳構成では、中外合資企業が506億ドルで52.9%を占め、中外合作企業203億ドル、21.2%，外資独資企業203億ドル、21.2%となっている。

投資規模を比較してみると、累計契約額ベースでは1件当たり平均137万ドル規模の契約投資額となり、中外合資企業103万ドル、中外合作企業229万ドル、外資独資企業164万ドル、共同開発3,636万ドルとなっている。累計外資契約額のうち実際に投資された額の割合は全体としては31.5%で、中外合資企業では34.9%，中外合作企業26.2%，外資独資企業26.9%，共同開発では契約額をこえて投資が行われている。実際に投資された1件当たりの平均投資額については、第14表から算定することは可能であるが、実体的意味が薄れる側面がある。三資企業の契約認可が行われても、その後かなりの件数の経営権の取り消し、取り上げなどの処分が行われております<sup>(35)</sup>り、場合によっては撤退したケースもありうるからである。

1992年1月下旬の鄧小平の「南方視察談話」以来、対中外資直接投資は新たな段階に入った。1992年の契約認可件数対前年増加率は275.7%，契約額対前年増加率385.3%，実際に投資された外資額対前年増加率152.0%である。1992年の契約認可件数、契約額はともに、79～91年の13年間のそれぞれの累計にはほぼ相当する規模である。1993年は対前年比でみると、契約認可件数で71.1%増、契約額で91.9%増、実際に投資された外資額で149.9%増で、その規模の急拡大に驚かされる程である。1994年は対前年比では、契約認可件数で43.1%減、契約額で27.0%減、実際に投資された額では22.8%増となっている。1994年は契約認可件数と契約額で前年を大幅に下回っているが、これは前年の急増加の反動と、国内経済運営上の必要から（例えばインフレの抑制など）やや抑制ぎみの部門選択的な外資導入の方針をとったこと、中国側の資金準備の困難などの諸要因が関係しているものとみられる。1995年の詳細な関連資料は入手されていないが、最近の情報によれば、1995年の契約認可件数は3万7,126件、契約額は910億ドル、実際に投資された額は381億ドル、契約認可件数、契約額双方で前年を下回ったものの、実際に投資された額では前年を11.6%上回っている。

(35) 『人民日報』(海外版)、1994年4月27日号、日本国際貿易促進協会『国際貿易』1994年12月13日号、同紙1995年2月28日号など参照。

1995年末の累計契約認可件数は25万8,000件、累計契約額3,957億ドル、実際に投資された外資累計額は1,354億ドル、12万余りが操業、就業者は約1,600万人に達すると報じられている。<sup>(36)</sup>

1995年3月6日対外貿易経済合作部部長吳儀氏が「部直属企業改革工作会议」において述べたところによると、94年末時点での中国の各種対外経済貿易企業（対外貿易公司、生産企業、対外経済企業、科学研究機関、商業企業、物資企業）は8,342社、これにすでに実際に営業をしている三資企業10万社が加わり、総数では約11万近くがこの時点で対外経営権をもつ企業数であるとされている。<sup>(37)</sup>これによると、対外経済貿易活動に携わる中國側企業数は外資系を含めた対外貿易権をもつ企業数の約8%を占めていることになる。

三資企業の貿易額の中国の貿易総額の中に占める割合が、90年代に入ってから急速に上昇している点については、すでにみてきた所である。先頃入手した統計によると、1995年のその額は1,098億2,000万ドル、中国の貿易総額に占める比率はほぼ40%近くにまでなっている。輸出と輸入に分けてみると、構造的に大幅な輸入超過となっており、1995年の状況では輸出額が468億8,000万ドル、輸入額が629億4,000万ドルとなっており、160億6,000万ドルの入超となっている。三資企業の輸出額の輸出総額に占める割合は31.5%、輸入額のそれは47.7%である。

1995年の海關統計からは保稅貿易の項目が新たに加えられていることから、対前年比の増加率を算定するには、保稅貿易額を減じた輸出入額との対比でこれを計算しなければならないが、これによると、95年の輸出入総

(36) 『國際商報』、1996年1月24日号。

(37) 「吳儀部長在部直属企業改革工作会议上的講話」、対外経済貿易大学『國際貿易問題』、1995年第7期、3~4頁。

(38) General Administration of Customs of the People's Republic of China; China's Customs Statistics (Monthly), Series No. 76, December 1995, Economic Information & Agency, Hong Kong, p. 2.

額は2,808億4,800万ドル、対前年比15.6%増、輸出額1,487億7,000万ドル、同21.9%増、輸入額1,320億7,800万ドル、同9.1%増となっている。国有企業の輸出入総額は1,646億4,200万ドルで、対前年比10.8%増、輸出額992億5,600万ドル、同16.0%増、輸入額623億1,400万ドル、同3.4%増である。これに対して、三資企業の輸出入総額は1,098億1,900万ドル、対前年比22.7%増、輸出額468億7,600万ドル、同33.7%増、輸入額629億4,300万ドル、同15.5%増である。

明確にわかるように、輸出と輸入の両面で三資企業が国有企業をはるかに凌ぐ急成長をしているのである。

保税貿易を除く1995年の対前年輸出増加額と輸入増加額の中に占める国有企業と三資企業の割合をみると、輸出増加額264億8,100万ドルのうち国有企業が136億2,800万ドルで51.5%、三資企業が117億400万ドルで、44.2%、輸入増加額105億1,400万ドルのうち国有企業が20億4,600万ドルで19.5%、三資企業82億1,200万ドル、78.1%となる。本稿（中）の中でも若干触れたが、1993年の輸出増加額は68億400万ドルであったが、三資企業の輸出増加額は78億8,000万ドルで、中国の経営単位のマイナス輸出を補って輸出の成長を支えたといえる。同年の輸入増加額は233億7,400万ドルで、このうち66.2%にあたる154億6,200万ドルが三資企業によって行われた。1994年の状況をみると、輸出増加額292億6,200万ドルのうち三資企業が94億7,200万ドル、32.4%、中国の経営単位が197億9,000万ドル、67.6%、輸入増加額116億5,500万ドルのうち三資企業が111億100万ドル、95.2%、中国の経営単位5億5,400万ドル、4.8%である。ここ数年の状況を概括すると、輸入の増加分は3分の2以上が三資企業によって行われ、輸出増加分は5割未満3割以上が三資企業によって担われるというのが通常の姿とみられる。1993年の輸出の事情は、やはり正常のものとは判断しにくい。

## 2 三資企業による貿易の特徴

## (1) 広義の加工貿易を主とする貿易

1984年から狭義の加工貿易（輸入原材料を加工して輸出する貿易形態=進料加工貿易）と委託加工・組立貿易（来料加工・装配貿易）が奨励されるようになり、これに応じて両者を含む広義の加工貿易が増大していった点については、すでに本稿（上）でみてきたところである。外国からの直接投資の増加について、三資企業の輸出入額も増え、1984年と85年の状況

第15表 三資企業の輸出入額

(単位：億ドル)

年	輸出入総額		輸出総額		輸入総額	
	金額	全体に占める割合(%)	金額	全体に占める割合(%)	金額	全体に占める割合(%)
1980	0.4	0.1	0.1	—	0.3	0.2
1981	1.4	0.3	0.3	0.2	1.1	0.5
1982	3.3	0.8	0.5	0.2	2.8	1.4
1983	6.2	1.4	3.3	1.5	2.9	1.4
1984	4.7	0.8	0.7	0.2	4.0	1.4
1985	23.6	3.4	3.0	1.1	20.6	4.9
1986	30.1	4.1	5.8	1.9	24.3	5.7
1987	43.3	5.2	12.1	3.1	31.2	7.2
1988	82.0	8.0	24.6	5.2	57.5	10.4
1989	137.1	12.3	49.1	9.4	88.0	14.9
1990	201.2	17.4	78.1	12.6	123.1	23.1
1991	289.6	21.3	120.5	16.8	169.1	26.5
1992	437.3	26.4	173.6	20.4	263.7	32.7
1993	670.7	34.3	252.4	27.5	418.3	40.2
1994	876.4	37.0	347.1	28.7	529.3	45.8
1995	1,098.2	39.1	468.8	31.5	629.4	47.7

出所：中華人民共和国海関総署編印『中華人民共和国海關統計年報』各年、同『中華人民共和国海關統計年鑑』各年。但し、1990年と91年の数値は隆国強「外資企業在我国進出口貿易中的地位」、中国対外貿易経済合作部国際貿易研究所『国際貿易』、1994年第12期、25頁による。1995年の数値は General Administration of Customs of the People's Republic of China; China's Customs Statistics (Monthly), Series No. 76, December 1995, Economic Information & Agency, Hong Kong より作成。

第16表 三資企業の輸出増加寄与率

年	輸出総額		三資企業輸出額		非三資企業輸出額		三資企業の輸出増加寄与率
	億ドル	増加率%	億ドル	増加率%	億ドル	増加率%	
1986	309.4	13.13	5.8	93.33	303.6	12.24	7.80
1987	394.4	27.47	12.1	108.62	382.3	25.92	7.41
1988	475.2	20.49	24.6	103.31	450.6	17.87	15.47
1989	525.4	10.56	49.1	99.59	476.3	5.70	48.81
1990	620.9	18.18	78.1	59.06	542.8	13.96	30.37
1991	719.1	15.82	120.5	54.29	598.6	10.28	43.18
1992	849.4	18.12	173.6	44.07	675.8	12.90	40.75
1993	917.4	8.01	252.4	45.39	665.0	-1.60	115.88
1994	1,210.1	31.91	347.1	37.52	863.0	29.77	32.55
1995	1,487.7	22.94	468.8	35.06	1,018.9	18.06	43.84

$$\text{三資企業輸出増加寄与率} = \frac{\text{三資企業輸出增加額}}{\text{輸出增加額}} \times 100$$

出所：第15表と同一資料による。

を上掲第15表で比較確認すると、この点が明確に確認できるし、85年以降の三資企業の輸出入額の成長がいかに急速であったかも確認できる。この中で、三資企業は広義の加工貿易を主要な貿易形態として発展させてきた。<sup>(39)</sup>

1992年の三資企業の貿易総額の中に占める広義の加工貿易の割合は82.5%，輸出ではその比率は87.5%，輸入では広義の加工貿易に関連した輸入の比率が77.0%となっている。<sup>(40)</sup> 1995年の状況では、三資企業の貿易総額に占める広義の加工貿易の割合は72.0%，輸出ではその比率は89.7%，輸入では58.9%である。<sup>(41)</sup> 1992年と比べて加工貿易の割合が下がっているのは、

(39) 隆国強「外資企業在我国進出口貿易中の地位」、中国対外貿易経済合作部国際貿易研究所『国際貿易』、1994年第12期、25頁。

(40) 同上論文、同上誌、25頁。

(41) General Administration of Customs of the People's Republic of China; China's Customs Statistics (Monthly), Series No. 76, December 1995, Economic Information & Agency, Hong Kong, pp. 12~13.

主としてこのところの自家用設備・資材輸入の急増と、国内加工販売用原材料および部品の輸入が増加していることが影響している。

三資企業の主要貿易形態が広義の加工貿易となっている原因は、大別2つの面から考えられる。

①三資企業の多くが香港、台湾、日本、東南アジア諸国の中小企業との合弁、合作、単独投資によって設立されたものであること。これらの中小企業は元来加工輸出指向型の企業で、これら企業は本国を含む国際市場から原材料、部品を調達し、加工・組立後アメリカやヨーロッパに輸出するという性格をもっているということ。

②中国国内の事情、すなわち中国国内産品の構造、生産あるいは輸送条件、体制的あるいは政策上の要因、国内原材料・部品の技術基準・品質・納期等の諸要因から、三資企業が加工輸出するのに中国国内で十分な条件が満たされないために、狭義の加工貿易や委託加工・組立の形態の貿易を行わざるをえない事情が存在すること。<sup>(42)</sup>

### (2) 労働集約的商品を主とした輸出

隆国強氏の指摘によると、三資企業の加工輸出商品は工業製品を主としたものとはなっているが、実質上は労働集約的工業製品が中心となっている。1993年の輸出額の93%は工業製品であるが、このうち服装、靴、紡織品、玩具、トランク・カバンなどが重要な地位を占めている。輸出額で首位にある機械・電気製品もほとんどは主要原材料や部品を輸入して、簡単な加工・組立をして輸出するという形になっており、内容的には労働集約的製品である。<sup>(43)</sup>

### (3) 北アメリカ、ヨーロッパ、日本などを中心とした輸出市場構造

三資企業のみの輸出市場構造についての資料は得られないが、隆国強氏によると、三資企業を設立した外国企業は中国での活動に入る以前にも主要な輸出市場はアメリカ、日本、欧州連合などであった。三資企業の労働

(42) 前掲論文、前掲誌、25頁。

(43) 同上論文、同上誌、25~26頁。

集約的製品の生産とその加工輸出型という性格は変わらず、輸出市場構造もやはりアメリカ、日本、ヨーロッパが中心となっている。<sup>(44)</sup>

### 3 三資企業の貿易急成長の原因

上にみてきた通り、三資企業の貿易は急速な成長を示している。三資企業の貿易はなぜかくも急速に成長したのか。ここでは主として輸出急成長の要因をさぐりながら、輸入についても若干の考察を加えてみたい。

#### 輸 出

三資企業の輸出が1億ドル以上の輸出額として定着したのは1985年からである。爾来1995年までの10年間にその輸出額は156倍、年平均成長率65.7%の急成長を遂げてきたのである。同期間中の中国全体の輸出額は5.4倍、年平均成長率は18.5%である。このような輸出の急成長の要因としては、以下のようなことが挙げられる。

- ①先ず挙げられる要因としては、三資企業の中国への急進出である。三資企業の数の増加とともに、その規模も大きくなっている。
- ②これまで進出した三資企業の多くは外向き指向の企業で、製品輸出を主目的としていた。
- ③三資企業は中国の国有外貿企業に比べて優れた輸出能力をもっている。マーチャンダイジング、マーケティングなどの面における、中国の国有外貿企業に比べて優れた三資企業が、輸出の急速な伸長をはかっていったのは当然のことといえる。
- ④中国の国有外貿企業の輸出価格と三資企業の輸出価格の比較からは、どちらが輸出価格を低く設定しているかは明確な結論が得られないが、少なくとも次のことは三資企業の輸出価格設定上の優位な点である。国有外貿企業の輸出の多くは仕入し輸出される。これに対して、三資企業の輸出のほとんどは三資企業自体の製品を直接輸出している。したがって、三資企業の輸出では中間マージンが入ってこない。

(44) 同上論文、同上誌、26頁。

三資企業はこの分経営コストを相対的に低くすることができ、価格競争上有利な点が存在する。

⑤三資企業は国有外貿企業と比較して1993年までは輸出条件上有利な条件があったが、94年以降は大きな差異はなくなってきた。しかし、今日なおいくつかの点で有利な条件も残っている。

#### ⑥外貨管理

1993年までは、国有外貿企業は外貨収入計画と外貨上納の任務を負わされていた。このため、国有外貿企業は利潤を犠牲にせざるを得ないことがあった。国有外貿企業は取得外貨の20%を公定為替レートで国に上納しなければならなかった。公定レートと市場レートの間には概ね3人民元の差があり、1994年1月1日以後の統一為替レート1ドル=8.7元で計算すると、国有外貿企業は市場レートで経済計算できる三資企業に比べて、1ドル当たり0.6人民元だけ必ず収入が少なくなっていた。さらに、国有外貿企業は市場レートで20%までは、国家の要求に応じて外貨を国家に売却しなければならなかった。1994年以降は人民元レートは一本に統一され、外貨上納義務もなくなり、この意味からすれば国有外貿企業と三資企業は平等な競争条件に立つことになったが、やはり三資企業は外貨管理面では国有外貿企業に比べて自由度が高い。三資企業は外貨収入を自由に使用できるし、国家銀行に売る必要もない。しかし、国有外貿企業は国家のために外貨収入を確保する責任と義務があり、外貨の使用にしても一定の制約を受ける。

#### ⑦税制

三資企業は所得税の減免と若干の税制上の優遇措置をうけており、国有外貿企業は競争上不平等な地位に立つとの意識があるが、国有外貿企業は輸出商品については輸出戻し税の制度を利用できる。三資企業企業には工商統一税が課されていたが、このために輸出戻し税制度の適用をうけられないことになっていた。しかし、三資企業は輸出商品に対しては工商統一税を免除されていたから、内容的には同一とい

うことになっていた。1994年の税制の改革によって、内外企業は同一税種、同一税率が適用される原則となり、国有外貿企業も請負制から課税制に変更された。但し、三資企業に対しては対外的信用上従来の税収政策を変えず、各種の優遇を維持している。工商統一税が付加価値税に改められた後も、1993年12月31日以前に設立された三資企業に対しては、従来と同じ条件が課される。1994年以降設立された三資企業に対しては、新税制が適用される。中国関連筋の消息によれば、新税制になってから以後、国有外貿企業の税負担は20～30%増えたといわれ、輸出競争力に影響があるとされている。

#### ④金融

三資企業は輸出面で2種の金融上の優遇が受けられる。中国銀行が登録資本の200%以内の外貨貸付を行う。また、製品輸出企業の必要とする回転資金と貸付については優先的に行うこととなっている。

#### ⑤物資供給と製品販売

二重物価制の時には、この問題は大きかったが、今日ではさほど大きくはない。若干の輸出商品用の原材料供給上、三資企業は国内価格で原料の供給が受けられず、国際価格で計算しなければならないものがある。電力、水道、運輸、電信などの料金は国有外貿企業と同一である。製品販売上では輸出のための輸入については輸入関税が免除され、工商統一税も免除される点で、三資企業が競争上有利な条件がある。<sup>(45)</sup>

### 輸 入

- ①すでに述べたように、1984年から中国では委託加工・組立貿易、狭義の加工貿易が奨励されるようになり、三資企業の投資が増加するにつれて、三資企業の狭義の加工貿易、委託加工・組立貿易も発展してきた。1992年における三資企業の広義の加工貿易は三資企業輸出入総額の

(45) 対外経済貿易大学国際貿易研究所課題組「外商投資企業与国有外貿企業出口比較研究」、対外経済貿易大学『国際貿易問題』、1994年第7期、41～44頁。

82.5%，この内輸出で87.5%，輸入で77%を占めるにいたった。1994年には三資企業の狭義の加工貿易輸出額は287億2,000万ドル，同輸入額は263億1,000万ドル，三資企業輸出総額に占める前者の割合は82.8%，三資企業輸入総額に占める後者の割合は49.7%であった。同年の広義の加工貿易輸出額は305億8,000万ドルで，三資企業の輸出総額に占める割合は88.1%，同輸入額は281億ドルで，三資企業の輸入総額に占める割合は53.1%である。1995年の状況をみると，三資企業の狭義の加工貿易輸出額は391億2,000万ドル，三資企業輸出総額に占める割合は83.6%，広義の加工貿易輸出額は420億5,000万ドル，三資企業輸出総額に占める割合は89.7%である。同年の三資企業の加工貿易輸入額は344億1,000万ドルで，三資企業輸入総額に占める割合は54.7%，三資企業の広義の加工貿易輸入額は370億7,000万ドルで，三資企業輸入総額に占める割合は58.9%である。以上のことを見ると，三資企業の広義の加工貿易（このうち狭義の加工貿易が中心となるが）の急速な発展が，輸入面でも原材料，資材の急速な増加を招いたことがわかる。

②1980年以来1983年を除くいずれの年も，三資企業の輸入規模は輸出規模を大きく上回って増加を示しているが，これは三資企業の投資項目の増加にともない，投資による機械・設備輸入の増加が大きな原因をなしている。1993年の状況をみると，投資として輸入された設備，物品は<sup>(46)</sup>166億3,000万ドルといわれ，当年の三資企業輸入総額の39.8%を占めている。因に，同年の三資企業の輸出入の逆差は165億9,000万ドルで，上述の部分を除くと三資企業の貿易収支はほぼ均衡している。また，同年の中国全体の貿易収支では122億2,000万ドルの赤字となっているが，三資企業の上述部分の赤字が大きな要因をなしているといえる。1994年には三資企業投資による自家用設備・資材輸入額は202億

(46) 孫家恒「浅析外商投資企業の発展及其在我国外貿中的地位和作用」，对外经济贸易大学『国際貿易問題』，1994年第7期，30頁。

8,000万ドルで、当年の三資企業輸入総額の38.3%を占めている。

1995年には三資企業の自家用設備・資材輸入額は187億4,000ドルで、

当年の三資企業輸入総額に占める割合は29.8%である。

## 六 外貨管理体制の改革と経営主体別輸入構造の変化

### 1 改革・開放政策への転換前における外貨配分制度

外国為替の管理は、建国後も当分は解放区毎に行われてきた管理のやり方を引き継いだ。為替管理は各大行政区毎の「外匯管理暫行弁法」に拠っていたので、全体的には分散状態にあり、体系的に整った為替管理の法規は存在しなかったのである。

貿易に必要とされる外貨は、1950年10月に定められた「外匯管理暫行弁法」によって処理される。これに先立って、1950年5月国営の対外貿易公司に対しては「国営対外貿易公司外匯管理暫行弁法」が制定され、同12月私営貿易に対しては「私営工廠及進口商申請外匯暫行弁法」が制定された。いずれにしても全国の外国為替収入はすべて、1954年9月新憲法公布をうけて國務院（政務院は新憲法下で國務院に編成替えされる）の機構が11月に整備され、政務院財政經濟委員会が撤廃されるまでは財政經濟委員会が統一的に掌握し、分配して使用させていた。計画規定によって申請し、批准をうけなければ、外国為替を使用することはできない。国内で生産可能で需要に応じられるもの、相互に分配調整可能なもの、国内産でまかなえるもの、国内にストックのあるものについては、外国為替は供給されない。中國人民銀行に委託し10日毎に外国為替収入を報告させ、4半期計画で外國為替を許可、供給した。財政經濟委員会が撤廃された後は、外國為替の統一分配は國家計画委員会によって行われるところとなった。<sup>(47)</sup>

1979年以前の中国の外貨配分制度の特徴は以下のようなものであった。

(47) 詳しくは拙稿「中国対外貿易機構の変遷（I）」、『広島経済大学経済研究論集』、第15巻第4号、1993年、拙稿「同上（II-2-②）」、『同上論集』、第16巻第4号、1994年参照。

①外貨の配分は対外貿易、外貨の国家独占を基礎とし、集中管理、統一配分の方針が実行された。対外貿易は完全に国家独占の下に置かれ、すべての外貨収入は國家の外国為替専門銀行たる中国銀行に売り渡すということになっていた。これは当時中国の生産力水準が低く、輸出が多くできないという状況を背景としていた。また一方でこれは、限られた外貨収入を集中して、経済建設と国防の建設という最重要部面に振り向けるためにとられたものであった。

②外貨の配分は主として行政手段によって行われた。すなわち、指令性計画にもとづいて、国家計画委員会が配分し、一括上納一括支給し、収支を計画的にバランスをとり、若干の余裕が出るようにしたのである。

当時の状況からみて、この外貨配分体制は工業建設と外貨収支の均衡、為替レートの安定を保証するために積極的な役割を果たした。しかし、時の推移につれて、中国の経済の状況も大きく変わった。改革・開放政策への転換以来、行政的手段による一手の外貨配分体制は時代の要求に適合しなくなってきた。欠陥は次のような点に現われた。

①過度の集中で、身動きがとれなくなってきた。輸出企業が外貨をいくら稼ぐかということと外貨稼ぎの利益とがリンクしていないために、外貨を多く稼ぐことと受益増加の結合システムが形成されないという欠陥が内蔵される。長期にわたって人民元の価値が高く設定、維持されたため、輸出企業は赤字経営に陥ることになってしまい、輸出企業の外貨稼ぎの積極性が殺がれることとなった。<sup>(48)</sup>

②輸出企業が国際市場と完全に隔絶されていた。改革・開放政策への転換以前には、国家計画委員会が一手に外貨配分を取り仕切るということになっていたから、企業は自己の経営活動の発展のために自己で外

(48) 劉學勝「中国的外匯分配体制改革述評」、殷介炎・凌則堤・宋海鵬主編『中国外匯管理与經營概覽』、経済管理出版社、1993年、20頁。輸出における赤字発生のメカニズムの詳細については、拙稿「中国貿易部門の赤字經營問題—自立的外貿經營主体確立への道—」、『中央大学経済研究所年報』、第22号（I）、1992年を参照されたい。

貨計画を立て、使用することはほとんどできなかった。このことによつて、中国は基本的に国際分業と技術革命の進展の枠外に置かれることとなり、企業は国際競争力を失い、国民経済全体の生産力が後れたものとなってしまった。輸出企業の効率は落ち、適応能力がなくなり、活力がなくなってしまった。旧来の外貨配分体制の下においては、企業は国の指令性計画に基づき輸出生産を行い、製品はすべて国が統一買付を行い、当該企業には利益があつてもそれに応じた分配が行われず、赤字が出ると国が財政で補填するというシステムになっていた。したがつて、企業は経営自主権もなければ生産に対する積極性もなくなり、輸出企業の効率も低下し、製品も後れたものとなり、適応能力もなくなってしまうという成り行きとなつた。<sup>(49)</sup>

## 2 外貨配分体制の改革

### 第一段階（1979～87年）

1979年から対外貿易の国家独占制が改められるようになり、対外貿易に従事する貿易経営単位も対外貿易部所属の対外貿易公司だけではなくなり、工貿公司、技貿公司、大中型企業、三資企業なども対外貿易に従事できるようになった。対外貿易の経営権が下放されたということは、貿易経営主体の自己の範囲内の貿易経営が一部行えるようになったということであり、従来の中央の完全な外貨配分体制が部分的ながら修正されていったことを意味している。また、改革・開放の進展につれて輸出も急速に伸び、外貨の不足も緩和してくるようになり、國も外貨の一部で対外貿易の発展を支援することができるようになった。輸出を促進するために、國務院は外貨配分体制を改革し、他方、部門、企業に一定の割合で外貨の額度を与<sup>(50)</sup>

(49) 劉學勝「中国的外匯分配体制改革述評」、殷介炎・凌則堤・宋海鵬主編『中国外匯管理与經營概覽』、経済管理出版社、1993年、20～21頁。

(50) 1979年から、外貨を稼ぐ単位の積極性を発動するために、企業の外貨使用の自主権を拡大し外貨留成というやり方が実施されるようになった。外貨を稼いだ部  
（次頁へ続く）

える決定を行った。

- ①外貨留成比率が極めて低く、留成金額規模も小さい。1979年に國務院の発した「202号」規定によれば、各地方、各部門は1978年の輸出買付額を基數とし、これを上回って買付けた部分の外貨収入分について、中央の部管理商品については20%，地方管理商品については40%の外貨留成をすることができる。
- ②外貨の配分は“块”（経営活動を行う系統の一塊、あるいは一つにまとまつた行政単位）を主とし、各地の外貨留成比率がまちまちであった。沿海開放地区や経済特区の開発、対外開放と外向きの経済発展を推進する目的から、国は外貨配分上経済特区や経済技術開発区に対して優遇政策をとった。1980～84年の間は、深圳特区の輸出外貨収入に対しては全額留成と、外貨そのものを手元に置くことを許した。経済技術開発区では二・八留成（80%は地方、20%は中央）とした。<sup>(51)</sup> 1985年からは輸出商品外貨収入についてはすべて留成制度を導入し、地方の外貨留成比率を引き上げた。具体的には、中央の部管理商品の輸出留成外貨については、地方と企業が80%留成することができるようになった。地方管理商品については、全額地方が留成できる。地方の留成外貨のうち原則上50%は、商品輸出を委託した企業に分ける。地方の留成外貨は主として本地区的農工業生産建設と市場の必要とする物資の輸入に用いられる。<sup>(52)</sup>

---

門、地方、企業は外貨収入の実績数字と国の定める規定の一定の比率に基づいて、外貨収入の一部を保留できるようになった。部門、地方、企業が輸出によってえた外貨金額のうち一定の比率に応じて受け取る外貨金額が留成外貨額度である。例えば、100万ドルの額度をもつという具合である。留成額度をもつ単位は当地的の国家外匯管理局に申請し、外貨額度口座を開設しなければならない。留成外貨所有者は必要に基づき、使用範囲を定めた規定にしたがって計画を編成し、主管部門の審査、同意を取りつけ、かつ当地の外匯管理局の批准を経たのち、その留成外貨を自己目的用に自主的に使用できる（《中国経済体制改革実用詞典》編写組『中国経済体制改革実用詞典』、海潮出版社、1989年、369頁。）

(51) 前掲論文、前掲書、21頁。

(52) 《中国経済体制改革実用詞典》編写組『中国経済体制改革実用詞典』、海潮出版  
(次頁へ続く)

③国は留成外貨の使用に対して厳しく統制した。留成外貨は基本的には国の批准等の方法を通じて間接的に国によって統制され、手続きが煩雑なうえ手続に長時間を要した。この段階では、企業は事実上は外貨に対して直接支配権をもっていなかった。相当の部分の留成外貨は、種々の原因により効果的に利用されにくかった。外貨調整市場の未発達も、外貨の合理的再配分が阻害される重要な要因の一つでもあった。<sup>(53)</sup>

第17表－1 輸入外貨源泉の構成：1980～84年

(構成比%)

年	中央外貨	地方外貨	借入外貨	留成外貨	外国投資	その他
1980	86.20	7.02	1.61	0.53	0.16	4.44
1982	75.71	10.43	2.19	3.06	0.81	7.76
1984	60.24	12.29	4.50	10.16	1.75	11.03

出所：中華人民共和国海關総署編印『中華人民共和国海關統計年報』各年より作成。

### 第二段階（1988～90年）

第一段階の対外貿易体制改革の基礎の上に立って、1988年からさらに貿易体制の改革を深め発展させるために、前年から試験的に導入されていた貿易における請負経営責任制が導入されることとなった。同時に、すでに相当の国際競争力をもち、各種優遇措置のあたえられている軽工業品、紡織品、工芸品の3業種と経済特区には、損益自己負担原則の経営方式が導入されることとなった。<sup>(54)</sup> 主要内容は以下の通りである。

①外貨留成比率を大幅に拡大した。外貨の留成比率は外貨収入計画を超えて増加した部分に対してではなく、外貨純収入に対してというよう

社、1989年、369頁。内容の詳細については、拙稿「中国対外貿易における意思決定メカニズム」、日本貿易振興会『中国の政策決定メカニズム』、1989年、32～34頁、拙稿「中国の貿易システムの変革」、金子敬生・安元泰共編『東アジアの経済発展』、渋水社、1990年、221～223頁、日本貿易振興会機械技術部『中国の技術・プラント導入政策と貿易管理制度の改革』、1987年、37頁を参照されたい。

(53) 前掲論文、前掲書、21頁。

(54) 詳細については、拙稿「貿易計画システムの改革と地方政府の貿易計画システム」、日中経済協会『中国：地域開発と地方政府の役割』、1991年を参照されたい。

に改められた。対外貿易企業は輸出外貨収入確保の任務を達成し、国に対する外貨上納を保証するという前提の下で、以前に比べより多くの留成外貨がえられるようになった。請負基数を超えた外貨収入に対しては中央20%・地方80%，あるいは中央30%・地方70%といった比率で分けることとし、各公司、各企業の積極性を鼓舞するようにした。

②先に述べたように、経済特区や軽工業品、工芸品、紡織品の3業種などの経営は損益自己負担原則とし、外貨留成も業種別に傾斜政策が採られることとなった。1989年1月からは、軽工業品、工芸品、紡織品の3業種では、中央20%・留成80%，機械・電気製品では100%<sup>(55)</sup>の留成ができることとなったなどである。また、広東省、福建省、内モンゴル・新疆・広西・寧夏の4民族自治区、青海省、貴州省、チベット自治区、経済特区でも、一般と別途の外貨留成比率が適用される。<sup>(56)</sup>

### 第三段階（1991～93年）

1991年から第二次請負経営責任制が導入され、いよいよ貿易経営に対する財政からの赤字補填が廃止され、対外貿易企業は自主経営、損益自己負担、自己発展という新しい経営システムでの貿易経営に踏み出した。外貨配分においても、第一次請負経営責任制期の業種別の外貨留成政策から生ずる競争条件の不平等などの欠陥を改善するために大きな改革が行われた。

①これまで業種間で異なっていた外貨留成比率を統一し、損益自己負担

(55) 請負経営責任制が導入された当初の段階と1989年1月からでは内容が異なっているようである。請負経営責任制導入当初の内容については拙稿上掲論文参照。

(56) 劉學勝「中国的外匯分配体制改革述評」、殷介炎・凌則堤・宋海鵬主編『中国外匯管理与経営概観』、経済管理出版社、1993年、21～22頁。

(57) 1980年10月中国銀行は外貨融通調整売買業務を試験的に開始し、86年2月国内企業間、同10月外資系企業間の外貨融通売買を正式にみとめた。1988年貿易の請負経営責任制が導入されたのに対応して、各省、市、沿海主要都市に外貨調整センターが設けられた（孔祥昕「中国外匯市場的發展与展望」、同上書、44～45頁。冀嚴主編『外匯業務実用手冊』、中国発展出版社、1993年、181頁）。

(58) 内容の詳細については拙稿「貿易計画システムの改革と地方政府の貿易計画システム」、『中国：地域開発と地方政府の役割』、日中経済協会、1991年、195～196頁を参照されたい。

の貿易経営体制に突入した。これによって、外貨配分上对外貿易の試験的な業種に対してとられてきた傾斜政策が取り消され、統一留成比率が採用され、個別経営単位に対する競争上の平等性が保証されることとなった。第三類の輸出商品の経営を完全な形で開放し、経済競争原理による合理的な輸出の促進をはかることとした。

- ②さらに、地域間に設けられていた外貨留成比率の差異も廃止された。これによって、これまで優遇の与えられていた地域に輸出貨源が流れるという歪んだ動きが是正されるようになった。国は經濟特区、經濟技術開発区、少数民族地区の对外貿易企業にも上納外貨額度の任務を課すこととし、留成比率を統一することとしたのである。
- ③国家の外貨収入を確保し、外貨の過度の分散、また輸出企業の利益を損わないよう、国务院は1991年から外貨額度の有償買付政策を実行した。

具体的には、従来地域毎で異なった外貨留成比率は、商品大分類別に統一し、一般商品（機械・電気設備を含む）については二・八分配比率に統一されることになった。国家への上納外貨は公定レートで20%，地方人民

第17表－2 輸入外貨源泉の構成：1985～93年

(構成比%)

年	中央外貨	中央各部 留成外貨	地方外貨および 地方留成外貨	外貨支払を要 しない輸入	その他
1985	55.64	2.36	21.27		20.73
1986	53.68	2.69	18.27		25.36
1987	43.91	2.59	22.06		31.42
1988	35.59	1.93	26.11		36.34
1989	31.26	1.89	25.52		41.31
1992	13.3	1.6	23.1		61.7
1993	7.1	1.6	22.4	20.8	47.9

出所：中華人民共和国海關総署編印『中華人民共和国海關統計年報』

1985～89年各年、同編印『中華人民共和国海關統計年鑑』1992  
～93年各年より作成。

政府と生産企業が各々10%ずつ留成、残りは輸出入取扱企業が留成する。国は全国の外貨調整市場の平均価格で、貿易企業と輸出商品供給企業からそれぞれ獲得外貨の20%と10%を買い上げる選択権を有する。残りの外貨は自由に企業が使用、運用できることとなった。

これをうけて、外貨調整機能の拡充をはかり、従来地域間交流のほとんどなかった外貨調整市場を省間にまたがった範囲にまで拡大することを積極的に推し進めるとの方針も打ち出された。地方人民政府ならびに官庁は行政的手段によって、外貨資金の横の流通に干渉してはならないことが併せ通達された。

#### 第四段階（1994から現在）

1994年からは対外貿易における請負経営責任制が取り止められ、貿易に携わる企業に対して、これまで実施されてきた外貨留成、外貨上納、外貨額度管理が廃止された。

- ①輸出あるいは中継貿易、その他の取引によって取得した外貨は、外資系企業を除きすべて銀行の公定レートで全額外国為替指定銀行に売却しなければならない（外貨買取制）。留成外貨額度残高については過渡的措置を実施する。
- ②経常取引項目の正常な対外支払のための外貨使用に対する計画・審査・批准制度を廃止し、経常取引項目の正常な支払に要する外貨については、有効な証憑に基づき、外国為替指定銀行が人民元と交換に供給する（外貨売却制）。
- ③輸入割当あるいは輸入制限を実施している貨物の輸入については、関係部門発行の割当証明書、許可書あるいは輸入証明書および該当の輸入契約書。
- ④自動登録制を実施している貨物の輸入については、登録証明書および該当の輸入契約書。
- ⑤⑥以外の国の輸入管理規定に適うその他の貨物の輸入については、輸入契約書と国外の金融機関の支払通知書。

- ③過渡期の措置として、改革の初期には輸出企業に対し、外貨買取額の50%は外国為替指定銀行に口座を設けることとする。輸出企業が輸出に要する外貨や貿易の関連経費は、上述の有効な証憑に基づきこの口座の残高の中から外貨に交換する。輸出企業の輸出に必要な外貨が上記口座残高を超える場合には、国の規定にしたがい、有効な証憑に基づき、外国為替指定銀行で外貨に交換できる。
- ④外資系企業の外貨収入は、外国為替指定銀行あるいは国内の外資銀行に外貨預金口座を開設することができる。外国投資企業は国の規定の許す範囲内で対外支払を、外貨預金口座残高から直接することができる。外貨預金口座残高を超える輸入支払に要する外貨については、国家外国為替管理部門が国の授權部門が批准した文書および契約書を審査、批准してから、<sup>(59)</sup> 外国為替指定銀行から外貨を購入するという手続を経ることになる。

この改革の方向にそって、1994年3月26日中国人民銀行は「結匯、售匯及付匯管理暫行規定」を発布、4月1日から施行した。國務院の批准を経て発布、施行されたこの「規定」では、上述の改革の内容がさらに具体的に定められている。この規定では、第一条に「外貨の決済、買取および売却行為を規範化し、経常項目の人民元の条件付兌換のために、特にこの規定を制定する」とされており、ここで直接関連する部分について触れれば、以下のような点が挙げられる。

- ①外貨の買取については、上述の内容の具体化として、先払・後受の中継貨物取引による外貨収入、展覧会・委託販売による外貨収入、対外クレームによる外貨収入、返済された外貨保証金などは、すべて外国為替指定銀行に売却しなければならない。
- ②対外代理業務機構が代理で受け取った支払前の外貨、暫定的に受け取った支払前の外貨、暫定的に受け取った売却前の外貨、国外から送ら

(59) 「中国人民銀行關於進一步改革外匯管理体制的公告」、『國際商報』、1993年12月30日号。

れた入札保証金、契約履行保証金、前受・後払の中継貿易による外貨収入については、国家外匯管理局およびその分支局に申請し、外国為替指定銀行に外貨口座を開設して、規定により外貨決済することができる。これらの外貨は会計制度の期毎の決算で実現した収入に基づき、すべて外国為替指定銀行に売却しなければならない。

- ③輸入割当あるいは輸入制限品目の輸入、自動登録制実施品目の輸入、前2者を除く国家の輸入管理規定に適う品目の輸入の前払金（規定比率内のもの）、信用状開設保証金、支払残金、運送費、保険費、マージン（規定内比率のもの）およびそれらに属する費用は、関連輸入品目の輸入に定める有効な証憑あるいは認可書類に基づいて、外国為替指定銀行で外貨の支払を受ける。
- ④保税区、保税倉庫から購入する商品、国外から展覧会用に購入する展示品については、③の輸入品目区分による有効な証憑によって外国為替指定銀行で外貨の支払を受ける。
- ⑤輸出項目の賠償を行うための外貨は、外貨決済兌換伝票、賠償協議書およびクレーム処理証明書により、外国為替指定銀行で外貨の支払を受ける。
- ⑥次の項目の輸入については、外国為替指定銀行が顧客の提出した支払明細書に基づき先払いし、事後に査定する。
- ⑦委託加工で生産した後に輸出する商品の輸入については、対外経済貿易部門の批准した委託加工契約書を提出する。
- ⑧国務院の批准を経て免税品公司が規定の範囲内で経営する免税品商品の輸入に対する支払。
- ⑨次の項目の対外支払は、国家外匯管理局あるいはその分支機構発行外貨売却通知書を提出し、外国為替指定銀行で支払を受ける。
- ⑩規定の比率を超える前払金、手数料。
- ⑪中継貿易の先払・後受の対外支払。
- ⑫外貨口座から対外支払をする場合には、口座開設銀行は規定の外貨口

座の収支範囲に基づき査定し、上述の関連項目に対応する規定に基づき査定、支払処理をする。

⑨外貨購入支払および外貨口座から支払を行う場合は、いずれも関連決済方式あるいは契約に規定する期日に手続し、期日前に繰り上げ支払をしてはならない。

⑩バーター貿易項目の輸入は、外貨購入あるいは外貨口座による支払をしてはならない。

⑪先に触れたように、外国為替指定銀行は輸出企業の外貨買取額の50%で口座を設けることになっているが、輸出企業は輸出拡大に要する外貨の使用（原材料輸入加工輸出貿易、包装材料、輸出基地、クレーム処理、輸送保険費、アフター・サービスおよび貿易にともなう費用を含む）については、上記の関連項目の規定に基づき支払手続を行い、支払銀行は口座残高から該当の金額を引き落とす。

⑫外貨の売却に関する上記規定は外資系企業には適用しない。<sup>(60)</sup>

1993年12月28日公示された「進一步改革外匯管理体制的広告」の線に沿っての改革は、94年1月1日から新しい一歩を踏み出し、同年3月16日発布、4月1日施行の「結匯、售匯及付匯管理暫行規定」で、「広告」の線に沿っての内容が具体的に示され、その後今日までの外貨管理はこれによって行われてきた。これらの一連の改革は本年1月29日公布、4月1日から施行された「中華人民共和国外匯管理条例」<sup>(61)</sup>の形にまとめられ、1980年12月18日発布された「中華人民共和国外匯管理暫行条例」に基づく従来の外貨管理体制が、改革の過程を経て新たな体制に完全に移行したことになる。新たな「条例」は1994年以後の外貨管理体制改革の成果を規範化、法制化したもので、例えば条文自体も、「国内機構の經常項目収入は、国务院の《結匯、售匯及付匯管理的規定》に従って、外国為替指定銀行に売却、あるいは批准を得た後に、外国為替指定銀行に外貨預金口座を開設しなけ

(60) 「結匯、售匯及付匯管理暫行規定」、『國際商報』、1994年3月31日号。

(61) 「中華人民共和国外匯管理条例」、『人民日報』（国内版）、1996年2月26日号。

ればならない。」といったような文言表現となっている部分もある。<sup>(62)</sup>

さて、本稿を終わるに当たって、本来ならばここで最後の取り纏めを行うべきところであるが、すでに本稿は当初予定した紙幅を大幅にこえ、この（下）稿でさえも予定の紙幅を上回ってしまっているので、最後の取り纏めの部分は近々執筆予定の『日本貿易学会年報』第34号掲載稿に譲る不手際をお許し願いたい。

---

(62) 同上「条例」、同上紙、同日号。